

SolarRemon 製品群利用約款

第1章 総則

第1条(目的および適用)

1. この SolarRemon 製品群利用約款(以下、「本約款」といいます)は、株式会社 URBAN.Stream(以下、「当社」といいます)が提供する「SolarRemon サービス」(以下、「本サービス」といいます)において利用できる、「SolarRemon 製品群」の利用条件について規定するものであり、本約款の第1章は総則を、第2章は特定の種類の SolarRemon 製品群についての特則を定めるものです。
2. 本約款は、次の各号の者に適用されます(以下、次の各号の者を総称して「製品利用者」といいます)。
 - a. SolarRemon 製品群を利用する者
 - b. 本約款の内容および適用に同意した(同意したとみなされる場合を含む)本サービスの利用者(以下、「本サービス利用者」といいます)
3. 本サービス利用者は、SolarRemon 製品群の利用にあたり、本約款を遵守しなければなりません。

第2条(用語の定義)

1. 「SolarRemon 製品群」とは、当社が製造または販売する、SolarRemon Lite、SolarRemon Mini、SolarRemon Plus、または SolarRemon Pro、またはこれらのものとデバイスに接続する補助的装置のいずれかであって、本サービスページに定めるものをいいます。
2. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものをいい、「本 SIM」とは、SolarRemon 製品群にあらかじめ搭載されている SIM をいいます。
3. 「通信モジュール」とは、データを SolarRemon 専用サイトへアップロードする機能を有する小型機器をいいます。
4. 「デバイス」とは、製品利用者が SolarRemon 製品群を電子機器等に組み込む場合の当該電子機器等をいいます。
5. 「電気通信事業者」とは、当社に電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。
6. 「SolarRemon 専用サイト」とは、当社が設置したサーバ設備であって、本サービスの利用に供するものをいいます。
7. 「本ソフトウェア」とは、SolarRemon 製品群にあらかじめ搭載され、または SolarRemon 製品群向けに提供されているプログラムおよび付属文書一式をいいます。
8. 「本サービスページ」とは、当社ホームページ上の本サービスの説明を行うウェブページをいいます。
9. 「メッセージデータ」とは、SolarRemon 製品群から SolarRemon 専用サイトへ送られるデータをいいます。

第3条(利用契約)

1. 本約款に基づく SolarRemon 製品群の利用契約(以下、「利用契約」といいます)は、製品利用者が SolarRemon 製品群の利用を開始した時点、または製品利用者が本約款に同意した(同意したとみなされる場合を含む)時点のいずれか早い時点で、当社と製品利用者との間で成立します。

第4条(利用可能サービス等)

1. SolarRemon 製品群は、SolarRemon専用サイトに接続する目的でのみ利用できるものとします。
2. 製品利用者が、本サービスを利用するには、別途本サービスに係る利用契約を締結する必要があります。本サービスの利用に関し、製品利用者は、本約款に従うものとします。

第5条(必要となる機器)

1. 製品利用者は、SolarRemon 製品群をデバイスに組み込む場合、その責任と負担において、必要なデバイスを用意するものとします。なお、SolarRemon 製品群をデバイスに組み込んだことにより当該デバイス、製品利用者または第三者に損害が生じた場合といえども、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条(SolarRemon 製品群の取扱いにおける禁止事項)

1. 製品利用者は、SolarRemon 製品群の取扱いに関し、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - a. SolarRemon 製品群を違法な態様で使用する。
 - b. SolarRemon 製品群を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること。
 - c. SolarRemon 製品群の使用に関して、当社または第三者の知的財産権その他の権利、権原および利益(著作者人格権その他の人格的権利を含みます)に支障を及ぼし、またはそれらを滅殺することとなる措置を講じること。
 - d. 本 SIM に登録されている利用者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去すること。
 - e. 本 SIM に、当社、電気通信事業者および第三者の業務に支障が生じるような変更、毀損等を加えること。
 - f. 本 SIM 以外の SIM を SolarRemon 製品群に接続して使用すること。
 - g. 本 SIM を、あらかじめ搭載されている SolarRemon 製品群以外のものに接続することまたは接続しようとする。
2. 当社は、製品利用者が前項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該製品利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第7条(SIM の貸与)

1. 本 SIM は、製品利用者が SolarRemon 製品群を利用してSolarRemon専用サイトとの通信を行うために、当社が製品利用者に貸与するものです。
2. 製品利用者は、本 SIM の貸与を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。
 - a. 本 SIM は、当社が第三者である電気通信事業者から貸与を受けているものであり、当社は、製品利用者に本 SIM を転貸するものであり、譲渡するものではないこと。
 - b. 製品利用者は、本 SIM を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負うこと。
 - c. 製品利用者による本 SIM の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は、製品利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないこと。また、第三者による本 SIM の使用により発生した料金等については、全て当該本 SIM の管理責任を負う製品利用者の負担となること。
 - d. 製品利用者が、第6条第1項第e号の定めに対し SolarRemon 製品群に搭載済みの本 SIM 以外の SIM を SolarRemon 製品群に接続して使用した場合、本 SIM を使用した場合と同等のサービスの提供が受けられない場合があり、また、当社および電気通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があること。これに起因して、当社、電気通信事業者または第三者に生じた一切の損害については、製品利用者が賠償の責任を負うこと。

第8条(ソフトウェアの使用許諾)

1. 本ソフトウェアは、製品利用者が SolarRemon 製品群を利用してSolarRemon専用サイトとの通信を行うために、当社が製品利用者に使用許諾するものです。本約款に基づく製品利用者に対する本ソフトウェアの使用許諾は、製品利用者に対するなんらの権利移転等を意味するものではありません。
2. 製品利用者は、本ソフトウェアの使用許諾を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。
 - a. 本ソフトウェアは、その使用を許諾されるものであり、製品利用者に権利が譲渡されるものではないこと。
 - b. 本ソフトウェアの公衆送信、改変、リバースエンジニアリングをしないこと。
 - c. SolarRemon 製品群、ファームウェア等を不正に改造しないこと。
 - d. SolarRemon 製品群および本サービスを使った一切のサービス等の動作、セキュリティ、機能等の追加または向上のために、製品利用者に通知することなく、ファームウェアのアップデート等(以下、総称して「アップデート」といいます)が提供されること。
 - e. SolarRemon 製品群の一部または全部の機能を使用するためには、アップデートしなければならない場合があること。
 - f. アップデートに伴い、本ソフトウェアをアップデート以前の状態に戻せないこと。
 - g. アップデートに伴い、製品利用者に通知することなく、本ソフトウェアの一部または全部が変更または削除等される場合があること。
 - h. アップデートに伴い、製品利用者に通知することなく、不正改造された、または未許諾の本ソフトウェアが使用できなくなる場合があること。

第9条(サービスの一部または全部廃止に伴う利用契約の終了)

1. 当社は、当社が提供するサービスの一部または全部の廃止に伴い、利用契約を終了させることがあります。この場合、当社は、あらかじめ当社ホームページ(本サービスページを含む。以下同じ。)において製品利用者に対し通知します。

第10条(保証)

1. SolarRemon 製品群に関する当社の保証(以下、「本保証」といいます)は、製品利用者がSolarRemon 製品群を当社の指示に従って正常に使用したにもかかわらずSolarRemon 製品群に生じた電氣的・機械的故障(以下、「自然故障」といいます)のみを対象とします。また、本保証の内容は、自然故障が生じた SolarRemon 製品群を代替品と交換することに限ります。
2. 前項の定めにかかわらず、第7項に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、自然故障であっても、本保証の対象外とします。
3. 本保証が効力を有する期間(以下、「保証期間」といいます)は、SolarRemon 製品群の利用開始日または利用期間にかかわらず、製品利用者が SolarRemon 製品群の製品を初めて受領した日(以下、「保証開始日」といいます)から半年間です。
4. 本保証により代替品の引渡しがあった場合においても、保証期間は変更されず、当初の保証開始日から半年間とします。
5. 当社は、本保証に係る保証書を発行しないものとします。製品利用者は、保証開始日を証明できる書類(レシート等)を保管するものとし、製品利用者による保証開始日の証明がない限り、当該 SolarRemon 製品群には本保証が適用されないものとします。
6. 保証期間内に SolarRemon 製品群に自然故障が発生した場合、製品利用者は、当社の定める方法に従い、当社に通知し、代替品の納入を依頼するものとします。製品利用者は、当社の指示に従い故障した SolarRemon 製品群を当社に送付するものとします。なお、送料は当社が負担するものとします。
7. 以下の各号に該当する場合には、本保証は適用されないものとし、製品利用者が代替品の納入を希望する場合には、当社は有償にて対応するものとします。
 - a. 保証開始日を証明できる書類の字句が改ざんされている場合。
 - b. 保証開始日後の輸送、移動時の落下、管理・保管上の不備により生じた故障および損傷。
 - c. 保証開始日後の水濡れ(腐食)、落下、衝撃、加圧、異物混入などによる故障および損傷(SolarRemon 製品群は防水仕様ではありません)。
 - d. SolarRemon 製品群を極端な高温または低温、多湿の環境、直射日光のあたる場所、ほこりの多い場所で使用していた場合。
 - e. 火災、地震、風水害、落雷、塩害、ガス害、異常電圧、その他の天災地変などによる故障および損傷。
 - f. 接続している他の機器に起因して SolarRemon 製品群に生じた故障および損傷。
 - g. 製品利用者が SolarRemon 製品群の故障していない箇所の交換を依頼する場合。
 - h. SolarRemon 製品群が有償無償を問わず使用後に製品利用者に譲渡されたもの(中古品)であった場合。
 - i. 前各号のいずれかに該当する場合以外であって、製品利用者の責めに帰すべき事由による故障であると当社が判断した場合。
8. SolarRemon 製品群に関する当社の保証は、本条に定めるものに限るものとします。

9. 保証期間内に保証申請をした場合、その該当する修理品は保証期間終了日までに弊社が指定する場所に必達することとする。

第11条(免責)

1. 当社は、SolarRemon 製品群に瑕疵が発見された場合、本サービスページに掲載し、またはその他当社が適当と認める方法により、製品利用者に対し瑕疵のある旨を周知または通知するとともに、瑕疵のない SolarRemon 製品群を提供するか、当該 SolarRemon 製品群の瑕疵を修補すべく努めます。ただし、当社は、その実現を保証するものではなく、法令に反しない限り、SolarRemon 製品群の瑕疵に起因して製品利用者が被った損害および第三者が被った損害について一切責任を負いません。
2. 当社は、SolarRemon 製品群の正確性、完全性、即時性、実現性、有用性、商品性、特定目的適合性、第三者の権利または利益の非侵害性その他についてなんら保証するものではなく、製品利用者がこれらに関して損害を被ったとしても、当社は、法令に反しない限り、一切責任を負いません。
3. 当社は、製品利用者が SolarRemon 製品群の利用に関して被った損害(本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、メッセージデータの損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホール悪用の悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同じ)については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任(日本及び日本以外の国におけるものの両方を含みます。以下、同じ)を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の製品利用者が SolarRemon 製品群の利用に関して損害を被った場合については、この限りではありません。
4. 当社が製品利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害(逸失利益等を含みません)に限られるものとし、かつ、当該損害の原因となった SolarRemon 製品群の代金額を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
5. 前項に基づき当社が賠償を支払う場合、日本円にて行うものとします。
6. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本又は日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリング又は遮断、争議行為、輸送機関・通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による SolarRemon 製品群の全部または一部の利用不能について、製品利用者に対して何らの責任を負わないものとします。
7. 製品利用者の SolarRemon 製品群の利用に起因して日本または日本以外の国における第三者と当社または製品利用者との間に発生した紛争に関しては、当該製品利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
8. 本製品に組み込まれる通信サービスは、各通信会社により提供されるものであり、万一、当該通信会社がサービス提供を終了した場合、そのことに起因して発生する一切の損害および不利益につき、当社は一切の責任を負わないものとします。サービスを終了した通信会社以外への通信サービスを提供し引き続き利用者が利用できるように努めますが、それによる機器の回収費用、人工賃、工賃、往復送料、SIM発行、それににかかる交換手数料等は利用者負担となります。場合によっては通信会社サービスにより現状使用場所で使用できなくなることがありますが、当社では一切の責任を負わないものとします。

第12条(知的財産権等)

1. SolarRemon 製品群に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権およびノウハウ等の一切の権利は当社または当該権利を有する第三者(もしあれば)に帰属するものです。本約款、本サービスページまたは本サービス提供の過程における当社から製品利用者に対する情報の開示は、明示または黙示を問わず、いかなる意味においても、当社または第三者から製品利用者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、または譲渡を構成するものではありません。

第13条(約款の変更)

1. 当社は、本条に従って本約款を変更することができます。この場合、既に利用している SolarRemon 製品群に係る利用契約にも、変更後の本約款が適用されます。
2. 当社は、本約款を変更する場合、変更する7日前までに電子メールの送信または当社ホームページに掲載することにより製品利用者に通知するものとします。かかる通知の後に製品利用者が SolarRemon 製品群を利用した場合、本約款の変更を製品利用者が承諾したものとみなします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 製品利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者(製品利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下同じ)が、SolarRemon 製品群の利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者(以下、「反社会的勢力」と総称します)であること。
 - b. 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - c. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
 - d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 製品利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、製品利用者が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該製品利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 当社は、製品利用者が第1項または第2項に該当すると当社が認めた場合には、当該製品利用者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該製品利

用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該製品利用者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該製品利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第15条(その他)

1. 製品利用者は、SolarRemon 製品群を国外に持ち出す場合等、日本国または諸外国の輸出入に関連する法令等(以下、「輸出入関連法規類」といいます)の適用を受ける場合には、当該輸出入関連法規類を遵守するものとします。製品利用者は、本項の定め違反する行為により生じるいかなる問題についても、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。
2. 製品利用者は、本契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供する場合、当該第三者から利用契約の承継ならびに本約款の内容および適用に対する同意を得ることを条件とします。
3. 本約款の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
4. 利用契約に起因し、または利用契約に関連する一切の紛争について、製品利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。当社が製品利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ、また、当社の選択により、裁判所への提訴に代えて、日本の東京における日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って行われる仲裁により解決することができ、製品利用者はこれに同意します。当該仲裁は、当社によって選任される1名の仲裁人により行われ、仲裁手続の言語は日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、製品利用者及び当社を拘束します。
5. 本約款について、いずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の日本または製品利用者が居住する国(製品利用者が法人の場合は、製品利用者の本店が所在する国)の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第2章 特定の種類の SolarRemon 製品群についての特則

第16条(通信モジュール(LTE))

1. 通信モジュール(LTE)を用いてSolarRemon専用サイトとの通信を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。

2. 通信モジュール(LTE)を用いてSolarRemon専用サイトと通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信ができない場合があります。
3. 通信モジュール(LTE)からSolarRemon専用サイトへのデータのアップロードが停止した場合、停止日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該通信モジュール(LTE)を利用することはできなくなります。
4. 前項の定めにより、通信モジュール(LTE)がSolarRemon専用サイトに登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 契約不適合責任に関する記載

第 17 条(検査および動作確認)

- 1 株式会社URBAN.Stream(以下「乙」という)はエンドユーザー(以下「甲」という、この項で言う甲とは甲が指定した甲の取引業者ならびにエンドユーザーとする)は乙から製品の納入を受けた場合は、配送業者受取書に受取サイン又は押印した時点で納品したものとみなす。出荷前検査は出荷前に乙がするものとする。
- 2 甲(この項で言う甲とは甲が指定した甲の取引業者ならびにエンドユーザーとする)は製品を受領後、内容物を直ちに確認(商品受領後5日以降、内容物不足等は免責とする)、必ず電源を入れブラウザグラフにグラフが表示される等の製品が通常可動するか動作確認しなければならず、それを怠った場合の保証期間内初期不良については免責、動作確認実施の場合は通常対応とする。
- 3 商品納入後、エンドユーザー納品までに火災、滅失、毀損、落下等により商品に生じた危険負担は甲及び甲の指定した業者の負担とする。納品先がエンドユーザーの場合も同様とする。

第 18 条(所有権移転の時期)

乙は第 1 条1項記載の甲への「納品」と同時に甲が納品物の「動作確認」をした時、または甲が指定する住所地に「納品」した時点でその所有権を甲に移転する。

但し、SIMは乙が第三者である電気通信事業者から貸与を受けているものであり、乙は、エンドユーザーに本SIMを転貸するものであり、譲渡するものではないことを甲は了解する。

第 19 条(契約不適合責任)

- 1 甲は引き渡された商品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと(以下、「不適合」という)を発見したときは、乙に対し、納品後6か月以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。民法第562条1項但書は本契約には適用しない。
- 2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

第 20 条(製造物責任)

1 乙は、本件商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、またはそのおそれがあることを知った場合、直ちにこれを甲に通知するものとする。

2 甲が、第三者から、本件商品の欠陥に起因して損害を被ったとして、何らかの訴え、異議、請求等の紛争を提起された場合、乙は、製造物責任法第4条本件商品の事故原因の解明にあたりと共に、甲の指示がある場合には当該指示に従ったうえ、甲に何らの迷惑をかけず、乙の責任と費用負担によりこれを解決し、第三者に対しその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、前項の紛争について一切その責任を負わないものとし、万が一、甲が第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、乙は甲に対し第 6 条に定める損害金に付加して、当該金員を支払うものとする。

第 21 条(損害賠償)

1 甲または乙は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、損害賠償を請求できるものとする。ただし、天災地変、暴動、労働争議、行政処置、その他合理的支配を超えた原因による損害は含まれないものとする。

2 乙が販売した機器不具合が原因による相手方(甲が販売の場合はエンドユーザーを指す)への賠償責任が発生した場合(引渡し時の現状を変更した場合や違法な態様で使用情况、甲が指定した業者、または甲が販売したエンドユーザーの取付不良が原因の過失及び重過失を除く)、乙が不可抗力以外の全てにつき賠償するものとする。ここで言う「機器」とは乙が販売した商品に限りそれを可動させるためのもの(Mini機・Plus機、100V版はAC電源コード、本体及びCTセンサ・パネル充電版はバッテリー配線、パネル配線、本体及びCTセンサを指す)を言う。

ただし、エンドユーザーが機器を動作させるため別途購入する物品はこれを除かれる。

附 則

第1条(適用開始)

- この約款は、平成29年11月3日から適用されたSolarRemon 製品群利用約款を変更したものであり、第13条(約款の変更)の規定に基づき、令和2年11月14日より適用されます。
- この約款は、令和3年3月2日に 第3章を製品群利用約款に加筆したものであり、第13条(約款の変更)の規定に基づき、令和3年3月9日より適用されます。
- この約款は、令和4年11月9日に 第1章第10条第9項を製品群利用約款に加筆したものであり、第13条(約款の変更)の規定に基づき、令和4年11月20日より適用されます。
- この約款は、令和7年3月28日に 第1章第11条第8項を新設した。第13条(約款の変更)の規定に基づき、令和7年4月4日より適用されます。
- この約款は、令和7年7月23日に 第1章第10条第3項を一部訂正し削除した。第13条(約款の変更)の規定に基づき、令和7年4月27日より適用されます。